

発委第1号

平成30年3月6日

幕別町議会議長 芳滝 仁 様

提出者

議会運営委員会委員長 藤谷 謹至

幕別町議会基本条例の一部を改正する条例
上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項
並びに会議規則第14条第3項の規定により提出します。

(提案理由)

幕別町議会基本条例に、「災害時の議会の対応」の規定を追加するため、この案を提案する。

幕別町議会基本条例の一部を改正する条例

幕別町議会基本条例（平成26年条例第9号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5条」を「第6条」に、「第6条・第7条」を「第7条・第8条」に、「第8条・第9条」を「第9条・第10条」に、「第10条—第12条」を「第11条—第13条」に、「第13条—第15条」を「第14条—第16条」に、「第16条—第18条」を「第17条—第19条」に、「第19条・第20条」を「第20条・第21条」に改める。

第20条を第21条とし、第19条を第20条とする。

第7章中第18条を第19条とし、第17条を第18条とし、第16条を第17条とする。

第6章中第15条を第16条とし、第14条を第15条とし、第13条を第14条とする。

第5章中第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第4章中第9条を第10条とし、第8条を第9条とする。

第3章中第7条を第8条とし、第6条を第7条とする。

第2章中第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（災害時の議会の対応）

第4条 議会は、町民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害等が発生した場合は、町民及び地域の状況を的確に把握するとともに、必要に応じ、幕別町議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）を設置する。

2 災害対策会議の設置、組織及び運営等に関し必要な事項及び議員の行動基準については、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。